

平成 28 年 8 月 8 日

各 位

伊豆シャボテンリゾート株式会社
代表取締役社長 北本幸寛
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 桑原亮介
電話番号 03-5464-2380

当社子会社保有不動産の競売開始決定通知に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社伊豆シャボテン公園（以下「ISP社」という）は、平成28年8月8日に、静岡地方裁判所沼津支部より、ISP社の保有不動産（以下「対象不動産」）に対する競売開始決定の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 申立の概要

- ① 不動産競売開始を決定した裁判所及び年月日
通知した裁判所： 静岡地方裁判所沼津支部
決定の年月日： 平成28年7月29日
- ② 当該競売を申立てた者
商号 株式会社ケプラム
所在地 東京都新宿区歌舞伎町一丁目1番4号
代表者の役職・氏名 代表取締役 木村竹志
- ③ 競売開始決定を受けた不動産
ISP社が静岡県伊東市に保有する伊豆ぐらんぱる公園等の土地・建物
※伊豆シャボテン公園部分については、今回の競売開始決定分には含まれておりません。

2. 申立の経緯

- ① 対象不動産は、平成18年3月9日にISP社が、株式会社ICPより取得した、静岡県伊東市に所在する伊豆ぐらんぱる公園を含む土地・建物であります。対象不動産には、株式会社ケプラム（以下「ケプラム社」という）が有する株式会社ICPに対する債権に対して付されている根抵当権が存在しております。
- ② 対象不動産に関しては、平成28年5月12日に「当社子会社における和解内容に関する新たな合意に関するお知らせ」にありますとおり、「平成28年5月13日以降の任意の時期に、対象不動産の競売を申し立てられるものとする」とあり、ケプラム社が対象不動産の競売を申し立てることについては双方合意の下で行われております。

3. 今後の見通しについて

今回の競売開始決定通知は、先述したとおり、平成28年5月12日の「当社子会社における和解内容に関する新たな合意に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、ISP社とケプラム社との間において締結された新たな合意に基づくものであります。

なお、平成 27 年 11 月 13 日付け「当社子会社における和解内容に関する新たな合意及びそれに伴う営業外費用の計上に関するお知らせ」にありますとおり、「ケプラム社は対象不動産について再度、競売が開始された場合は、ケプラム社が保有する株式会社 ICP に対する債権の額面額を最大限利用し、自己競落に努める」という合意、及び「ケプラム社が、競売により当該不動産の所有権を取得した場合、ケプラム社は ISP 社に対し直ちに対象不動産の賃貸契約を締結するものとする」という合意がされております。

そのため、当競売開始決定が、当期の業績に与える影響については軽微であります。

以上